

○地域おこし協力隊員設置要綱

(平成21年8月20日要綱第15号)

改正 平成24年1月19日要綱第1号 平成29年3月1日要綱第2号

(趣旨)

第1条 人口減少や高齢化等の著しい地域において、地域力の維持、強化を図るため地域外の人材を積極的に誘致し、各種の地域協力活動を推進するため、地域おこし協力隊員(以下「協力隊員」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 協力隊員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から移転し、上小阿仁村に住民票を異動する者であること。
- (2) 地方公務員法第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者であること。
- (3) 心身ともに正常な状態で誠実に職務ができる者であること。
- (4) 普通自動車免許を有している者であること。ただし、AT限定を除く。
- (5) 山村地域の振興に熱意を持つ20歳以上の者であること。

(委嘱期間)

第3条 協力隊員の委嘱期間は、1年以内とし、当該年度を越えないものとする。

2 協力隊員は、再任することができる。ただし、任用を延長する場合には、1年ごとに任用期間を延長することとする。

3 村長は、特別の事由があるときは、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとする。

(職務)

第4条 協力隊員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 農林水産業への従事活動
- (2) 水源地の整備、清掃活動
- (3) 不法投棄パトロール、道路等の清掃活動
- (4) 見守りサービス、通院・買物等の移動サポート
- (5) 地域資源(観光・特産品)の発掘、振興
- (6) その他村長が必要と認めた活動

(報酬等)

第5条 協力隊員の職務に対する報酬の額は、月額180,000円とする。

2 協力隊員に対する手当は、支給しない。

3 上司の命令により協力隊員が出張した場合の旅費は、職員等の旅費に関する条例(昭和54年上小阿仁村条例第6号)に定める一般職員に支給する旅費の例による。

(勤務条件)

第6条 協力隊員の勤務日は、一般職員の例による。この場合において、所管課長は、協力隊員に勤務を要しない日において特に勤務することを命じた場合には、勤務を要するいずれかの日を、勤務を要しない日に変更し、振り替えることができる。

2 協力隊員の勤務時間は、1日につき7時間45分とする。この場合において、標準的な勤務時間帯は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。

3 所属課長は勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。ただし、この場合においても、1日につき7時間45分を超える勤務をさせないものとする。

4 協力隊員の有給休暇は、1年につき10日とする。ただし、再任に関してはこの限りでない。

(社会保険等の適用)

第7条 協力隊員は、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところにより、それぞれの被保険者となるものとする。

2 前項に定めるもののほか、協力隊員は秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(平成14年7月12日条例第35号)の定めるところにより、同条例を適用する。

(秘密の保持)

第8条 協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成24年1月19日要綱第1号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月1日要綱第2号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。